

広島市企業立地促進補助制度の拡充について

1 補助メニューの一本化

【土地及び建物を取得】

① 建物・設備に対する補助金 (限度額 5 億円)
 ○西風新都、広島駅周辺地域
 補助率 20%、小売・飲食も対象
 ○その他の地域
 補助率 5%、小売・飲食は対象外

② 税相当額に対する補助金 (限度額なし)
 土地・建物・設備に対する固定資産税等
 及び事業所税相当額 (3 年分、大規模投資
 又は市外企業は 5 年分)

③ 雇用奨励金 (限度額なし)
 30 万円/人 (1 年分、但し平成 21~23 年度
 に操業を開始する場合は 60 万円)

【土地又は建物を賃借】

① 税相当額に対する補助金 (限度額なし)
 建物・設備に対する固定資産税等相当額の
 1/2 (3 年分、市外企業は 5 年分)

② 雇用奨励金 (限度額なし)
 平成 21~23 年度に操業を開始する場合に
 60 万円/人 (1 年分)

【土地及び建物を取得】
 建物・設備に対する投資額×補助率

○西風新都、市有地
 ・補助率：市外企業 30%、市内企業 25%、
 ホルダー企業* 20%
 ・限度額：10 億円、小売・飲食も対象

○広島駅周辺地域
 ・補助率：市外企業 20%、市内企業 15%
 ・限度額：10 億円、小売・飲食も対象

○その他の地域
 ・補助率：市外企業 10%、市内企業 8%
 ・限度額：5 億円、小売・飲食は対象外

【土地又は建物を賃借】

○コールセンター以外の事業所
 家賃額×補助率 (1 年分)
 ・補助率：市外企業 1/2、市内企業 1/3
 ・限度額：2,000 万円

○コールセンター
 ・1 事業所あたり 2,000 万円

※ ホルダー企業とは、土地を取得し、建物を建設後、事業を行う企業に賃貸する企業をいう。

2 交付時期の見直し

操業開始 1 年後から、5 年間に分割して交付

【土地及び建物を取得】
 ・操業開始直後から申請可→原則 5 年分割交付
 ・西風新都及び市有地への立地企業のみ、交付
 の一括又は分割 (年配分額を含む) を企業が
 選択

【土地又は建物を賃借】
 (コールセンター以外) 1 年間の家賃支払後に交付
 (コールセンター) 人数要件 (30 人以上) を確認後に交付

3 要件の緩和等

〈新規立地〉 延床面積 1,000 m²以上
 常用労働者数 10 人以上

〈移転立地〉 延床面積 1,000 m²以上で移転前と
 同規模・同人数以上

〈コールセンター〉 常用労働者が 30 人以上増加
 延床面積 1,000 m²以上で H20.4 以
 降に竣工した建物に限る要件撤廃

〈東日本大震災関連企業〉 建物の要件緩和

〈市外企業〉 人数要件を撤廃

〈市内企業〉 西風新都及び市有地への取得移転
 に限り延床面積 1,000 m²以上なら
 面積縮小可

〈コールセンター〉 開業後 1 年以内に人数要件を満た
 せば可 (建物の要件緩和は継続)

〈東日本大震災関連企業〉 来年度も継続

4 経過措置

平成 23 年度末までに具体的な協議を行っていた等の経緯のある案件は、1 年間例外的に現行制度の適用も認める (取得の場合は平成 24 年度末までに着工、賃借の場合は平成 24 年度末までに操業開始することを要件とする)。

広島市企業立地促進補助制度

補助内容

土地及び建物を **取得** する場合

- 建物・機械設備等に対する投下資本額に以下の率を乗じた額を補助

	市外企業	市内企業	ホルダー	限度額
ひろしま西風新都 及び市有地	30%	25%	20%	10億円
広島駅周辺地域 (都市再生緊急整備地域)	20%	15%	—	
その他の地域	10%	8%	—	5億円

※ 5年間に分割して交付。ただし西風新都及び市有地については、一括又は分割交付(年配分額含む)を企業(ホルダーを除く)が選択。

※ ホルダー：土地を取得し建物を建設後、事業を行う企業に賃貸する企業

土地又は建物を **賃借** する場合

- 賃借料(1年間分)に以下の割合を乗じた額を補助

	市外企業	市内企業	限度額
コールセンター 以外の事業所	1/2	1/3	2,000万円
コールセンター	賃借料に関わらず 一事業所あたり 2,000万円		

補助要件

	市外企業及び市内企業の 新設	市内企業の 移転
取得・ 賃借(※) 共通	・延床面積 1,000㎡ 以上	・延床面積 1,000㎡ 以上かつ移転前と同規模以上(西風新都及び市有地への取得移転の場合は縮小可) ・常用労働者数が移転前と同人数以上
取得	土地の取得が平成 17年4月21日 以降	
賃借(※)	建物の竣工後 3年 以内	

※コールセンターを除く

コールセンター に対する要件(土地又は建物を賃借しコールセンターを新設又は移転する場合) ・新規常用労働者数 30人 以上(移転の場合は移転前より 30人 以上増加) ※開業後1年以内に満たせば可 ・延床面積、竣工時期の要件なし
--

東日本大震災 で被災された企業等に対する要件緩和(平成 25年3月31日 まで)	
土地及び建物を 取得 する場合 延床面積の要件 1,000㎡ 以上 → なし	土地又は建物を 賃借 する場合 延床面積の要件 1,000㎡ 以上 → なし 竣工時期の要件 竣工後 3年 以内 → なし